

令和7年国勢調査を実施します

●国勢調査は、10月1日(水)現在、日本に住んでいるすべての人と世帯が対象です。

●9月下旬頃から、調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類をお配りしています。

●回答は、10月8日(水)までに、スマホやパソコンからかんたん便利なインターネットでお願ひします(郵送も可能です)。

●スマホで調査書の二次元コードを読み取ることで簡単にログインできます。IDやパスワード(アクセスキー)の入力は不要です。

●10月8日(水)までに回答が確認できない場合は、調査員が調査票の回収に伺います。

●国勢調査の結果は、国や地方公共団体だけではなく子育て支援への利用、防災対策への利用、企業などでの利用など、わたしたちの身近な暮らしに使われています。

●10月1日(水)までに調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合(5人以上の世帯など)は、以下の国勢調査担当窓口へご連絡ください。

○インターネット回答期間
9月20日(土)～10月8日(水)

○調査票での回答期間
10月1日(水)～10月8日(水)

国勢調査は、統計法という法律に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯(外国の方含む)に回答の義務がある大切な調査です。

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

国勢調査については、左記二次元コードをご覧ください。

▼問い合わせ
政策企画課 情報政策係
☎68・2211(内線332)



国勢調査 2025
キャンペーンサイト



障害基礎年金について

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。

3つの確認

①障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日が、次のいずれかにあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

※厚生年金に加入していた方は、お近くの年金事務所へ、共済年金などに加入していた方は、初診日時点で加入していた共済組合などにご相談ください。

②初診日の前日までに、次のいずれかの要件を満たしている方

- ・初診日がある月の2カ月前までの加入期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある方
- ・初診日に65歳未満であり、初診日がある月の2カ月前までの1年間に保険料の未納がない方

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

③一定の障害の状態にあること

・障害認定日(※)または20歳に達したときに、「障害等級表」で定める1級・2級にあたる障害がある方

※障害の状態を定める日のことで、初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

▼障害基礎年金の年額(令和7年度)

【1級】	103万9625円+子の加算
【2級】	83万1700円+子の加算
●子の加算額(年額)	1人につき23万9300円
	第3子以降
	1人につき 7万9800円
(年齢制限)	
	18歳になった後の最初の3月31日までの子
	20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

障害年金を受け取るためには、年金の請求手続きが必要です。

▼問い合わせ

- ・土浦年金事務所 お客様相談室
☎029・825・1170
- ・自動音声に従って「1」のあとに「2」を押してください。
- ・保険年金課 医療年金係
☎68・2211(内線177)

奨学金返還支援補助金

大学などを卒業後、利根町に居住する方の奨学金返還を補助する制度が拡大されました!

町では、若年層の移住定住の促進を図ることを目的として、大学などを卒業後に本町に居住した方に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付しています。

- ▼対象奨学金
- ・日本学生支援機構奨学金(1種、2種)
 - ・茨城県奨学金
 - ・母子父子寡婦福祉資金(修学資金のみ)
 - ・その他町長が認める奨学金

▼対象者

奨学金の返還開始から基準日(令和8年1月1日)まで継続して町内に住所を有する方で①～⑤のいずれかに該当し、かつア～ウのいずれかに該当する方

- ①補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規卒業者
 - ②前年度に交付決定を受けた方
 - ③在学中に奨学金などの返還を開始した方
 - ④補助金を申請する年度の4月1日時点で32歳未満の方(令和3年以前卒業者など)
 - ⑤一度補助金の交付決定を受けたことがあるが、次年度対象外となった後、再度対象になった方など
- ア 常時雇用者
イ 個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者

特定健康診査・後期高齢者健康診査(集団健診)

集団健診(10月実施分)の予約を開始します。年に1回、健診で体の状態を知り、健康づくりに役立てましょう。

▼予約受付期間

- 9月24日(水)～10月7日(火)
午前9時～正午、午後1時～4時
- ※電話予約は土・日曜日、祝日除く
- ※ウェブ予約は、24時間受け付け

▼予約方法

- 電話またはウェブ(完全予約制)
- ※電話予約は大変混雑します。ウェブ予約をご利用いただくか、時間を空けてお掛け直してください。
- ※予約者には、後日予約確認書と尿の検体容器を送付します。

▼対象者

- 40歳～74歳の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、協会けんぽ受診券(セット券)をお持ちの社会保険被扶養者の方
- ※国保・後期の健診対象者の方には、ご自宅へ受診券を4月中旬に発送しています。

※受診は、年度において1回のみです。人間・脳ドックを受診する場合は受診できません。

▼持ち物

- ・受診券(記入して持参)
- ・特定健診・がん検診受診票(記入して持参)
- ・保険資格を確認できるもの
- ・尿検体(当日自宅で採取)

ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現在求職中の方(新卒者に限る)

※その他所定の要件がございます。

▼補助金額

- ①～③に該当する方
申請月の前年に返還した奨学金の額上限20万円/年
- ④～⑤に該当する方
前年に返還した奨学金の額上限10万円/年

▼補助対象期間

- ①～③に該当する方
対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年
- ④～⑤に該当する方
32歳になる年度まで

▼申請受付期間

令和8年1月5日(月)～2月27日(金)必着
※受付期間が1カ月延長されました! 必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

申請書類は町公式ホームページからダウンロードするか政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ

- 政策企画課 地域振興係
☎68・2211(内線333)
chiiki@town.tone.lg.jp

・自己負担金1000円(後期の方は、基本項目無料、追加項目上限1000円)



スマホでのWEB予約はこちらから

▶日程および会場

日程	会場	予約枠(定員各枠30人)
10月22日(水)	利根町役場	① 9:00 ⑥ 13:30
10月23日(木)	利根町生涯学習センター	② 9:30 ⑦ 14:00
10月24日(金)	利根町文化センター	③ 10:00
10月25日(土)		④ 10:30 ⑤ 13:00

▼問い合わせ

- 保険年金課 国民健康保険係・後期医療係
☎68・2211(内線175)